



シロキ工業 企業年金基金理事長 殿

企業年金基金規約に基づき、下記の通り一時金の裁定を請求します。

年 月 日 提出

※記入上の注意

1、氏名・住所のフリガナはカタカナでかならずご記入ください。
2、振り込みを正確にするために金融機関またはゆうちょ銀行で口座の確認を受けてください。

フリガナ	氏名	フリガナ	住所	フリガナ	加入者番号	金融機関口座振込	ゆうちょ銀行口座振込	本人の 確認印
	(氏) (名)					銀行 信用組合 労働金庫 農業協同組合	本人名義	印
	年 月 日		電話 ()					
	一時金の種類	1. 脱退一時金(退職一時金) *受給資格:基金加入者期間3年以上かつ60歳未満で資格喪失 2. 基本プラスアルファ一時金 *受給資格:基金加入開始時期がH22年12月以前に限る						
	加入者番号	お手もとの加入者証の番号を右の欄に転記してください。						
受取り方法	金融機関口座振込		ゆうちょ銀行口座振込		本人の確認印			
	フリガナ	フリガナ	店	本人名義	口座確認	印		
	(預金科目)	(口座番号右詰めで記入)	本人名義	<記号>	<番号>			
添付しなければならない書類	1. 加入者証 2. 生年月日に関する市区町村長の証明書 (中途退職の方は、退職日の3ヶ月前後に発行された個人番号の記載がない住民票) (定年退職の方は、誕生日以降、3ヶ月以内に発行された、個人番号の記載がない住民票) 3. 退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書(右欄様式使用) 4. 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 (事業所より退職金が支払われた場合、かならず添付してください。添付の際には、2. の申告書に上部を貼付けてください。)							

常務理事	事務長	課長	係長	係

受付印

年 月 日	退職所得の受給に関する申告書
税務署長 市町村長 殿	退職所得申告書
退職手当の支払者の	所在地 (住所)
の	愛知県豊川市千両町下野市場35-1
	氏名
	現住所
	その年1月1日現在の住所
	個人番号
	基金所在地 〒442-0001
	基金名
	シロキ工業企業年金基金
	法人番号(個人番号)
	6 7 0 0 1 5 0 0 4 4 2 9 9

このA欄には、すべての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支給を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要はありません。)			
A	① 退職手当等の支払を受けることになった年月日	年 月 日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間
	② 退職の区分等	一般・障害 () 生活扶助の有・無	自 年 月 日 至 年 月 日

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。			
B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑤ ③と④の通算勤続期間
			自 年 月 日 至 年 月 日

あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。			
C	⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間
			自 年 月 日 至 年 月 日

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。			
D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑩ ⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間
	⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑪ ⑦と⑩の通算期間
			自 年 月 日 至 年 月 日

B又はCの退職手当がある場合には、このE欄に記載してください。								
E	区分	退職手当等の支払を受けた年月日	収入金額	源泉徴収税額	特別徴収税額	支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地(住所)・名称(氏名)
	Bの退職手当について	年 月 日	円	円	円	年 月 日	一般・障害	
	Cの退職手当について	年 月 日	円	円	円	年 月 日	一般・障害	

(注意) 1. この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合には、所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
2. Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。

申告書の書き方

年 月 日

- 「①」欄には、退職年月日(会社の役員等の退職手当等で、株主総会等の決議を要するものは、その決議により支払を受ける金額が具体的に定められた年月日)を記載します。
- 「②」欄には、在職中に障害者となったことに直接起因して退職した人は、「障害」を○で囲み、()内に障害の状態、身体障害者手帳の交付年月日等を記載します。その他の人は「一般」を○で囲みます。
また、その年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人は、生活扶助の「有」を、その他の人は「無」を○で囲みます。
- 「③」欄には、この申告書を提出して今回支払を受ける退職手当等についての勤続期間とその年数(1年未満の端数は切上げ)を記載します。
この場合、勤続期間は、原則としてその支払者のもとで引き続き勤務した期間(その支払者から前に退職手当等の支払を受けている場合には、前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間の末日以前の期間を除きます。)によります。
ただし、次の期間がある場合には、その期間を加えた期間によります。
 - その支払者から受けた前の退職手当等の計算の基礎となった勤続期間で、今回の退職手当等の計算の基礎となる勤続期間に通算された期間
 - 一時他に勤務していたなどのため、その支払者のもとでの勤務が中断した人の、その中断前に引き続き勤務した期間(一時他に勤務することとなった際に、その支払者から退職手当等を受けなかった場合に限りです。)
 - 他に勤務していた期間(その支払者のもとで勤務しなかった期間に限りです。)で、今回の退職手当等の計算の基礎となる期間に通算された期間
- 「④」欄には、本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間を上記3の方法で計算して記載します。
- 「⑤」欄には、「③」欄と「④」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数は切上げ)を記載します。
- 「⑥」欄には、前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に支払を受けた退職手当等(以下「4年内の退職手当等」といいます。)がある場合に、その4年内の退職手当等についての勤続期間を記載します。
ただし、4年内の退職手当等の収入金額がその退職手当等についての退職所得控除額に満たなかったときは、その4年内の退職手当等の収入金額に応じ、その4年内の退職手当等についての勤続期間の初日から次表の算式によって計算した数(小数点以下の端数は切捨て)に相当する年数が経過する日までの期間を記載します。

4年内の退職手当等の収入金額	算 式
800万円以下の場合	その収入金額÷40万円
800万円を超える場合	(その収入金額－800万円)÷70万円+20
- 「⑦」欄には、「③」欄又は、「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑥」欄の勤続期間と重複している期間を記載します。
- 「⑧」欄又は「⑨」欄には、「③」欄又は「④」欄の勤続期間のうち、その勤続期間に通算された、前の退職手当等についての勤続期間(3の(1)又は(3)の期間((3)の期間については、その「他」の勤務先から前に退職手当等の支払を受けている場合に限りです。))とその年数(1年未満の端数は切捨て)を記載します。
- 「⑩」欄には、「⑤」欄の勤続期間のうち、「⑧」欄又は「⑨」欄の勤続期間だけからなる部分の期間とその年数(1年未満の端数は切捨て)を記載します。
- 「⑪」欄には「⑦」欄と「⑩」欄の勤続期間について、重複する部分は二重に計算しないように通算した勤続期間とその年数(1年未満の端数は切上げ)を記載します。

生年月日に関する市区町村長の証明書

(退職日の3ヶ月前後に発行された個人番号の記載がない住民票)

(定年退職の方は、誕生日以降、3ヵ月以内に発行された、個人番号の記載がない住民票)